



天龍村告示 第 48 号

森林経営管理法（平成 30 年号外法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項に規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については下記場所において縦覧に供する。

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

天龍村長 永嶺 誠一



1、経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2、縦覧場所

長野県下伊那郡天龍村平岡 878 番地

天龍村役場地域振興課及び天龍村ホームページ

3、権利の設定

本公告により対象森林の経営管理権が天龍村に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。